主 文 本件を福島地方裁判所若松支部に移送する。 理 由

仮差押又は仮処分決定に対する異議の申立については、仮差押又は仮処分の取消に関する民事訴訟法第七百四十七条第二項(第七百五十六条により仮処分に準用)のような管轄に関する特別の規定はないのであるが(同法第七百六十二条に仮処分に関する本案の管轄裁判所は原則として第一審裁判所に止まるものであるが、仮処分に関するときに限り控訴裁判所とすることを規定したに止まで規定したであり、仮差押又は仮処分決定に対する異議についての管轄裁判所」は、前数をではない。)、「成差押又は仮処分決定に対する異議申立については、当該仮差押又は仮処分決定に対する異議申立いては、当該仮差押又は仮処分決定に対する異議申立いては、当該属するでは、の表言とであり、結局仮差押又は仮処分決定に対する異議申立いては、当該属するにでは、の表言とであり、結局の差押とについては、当該に整理を担ける。ととし、の本案訴訟がいずれく/要言との裁判所に、所の管轄については、当該にを差押の申請にのが、の申請にのが、の申請にのが、の申請にのの申請にのの申請にのが、の申請にの表明の表にとができる。に対してのの申請にのの申請にといての申請にといるの表にといての申請にといるの表にといての申請にといるの表にといての申請にといるの表にといての申請にといるの表にといての申請にといるの表には、に、の表には、の表には、の表にといての申请にといるの表にといてのの表にといてのの表にといてのの表にといてのの表にといての知らには、の表にといての表にといてのの表にといてのの表にといての表にといてのの表にといてのの表にといてのの表にといての知らにといての知らにといての知らにといての知らにといての知らにといての知らにといての知らにといての知らにといての知らにといいである。

すなわち、仮差押又は仮処分決定に対する債権者の異議は、口頭弁論を経ないでされた裁判につき、留保された口頭弁論を開始して判決手続により当該仮差押又は仮処分の当否の裁判を求めるものに外ならないからして、との趣旨からみても、異議申立は本案の繋属する裁判所にかかわることなく、現実に仮差押又は仮処分決定を発した裁判所の専属管轄に属するものと解せざるを得ないのである。本件仮処分異議の申立は、福島地方裁判所若松支部の発した仮処分決定に対するものであるから、その管轄が同裁判所に専属し、当裁判所に属しないことは、以上の理由により明らかである。よつて民事訴訟法第三十条により本件を福島地方裁判所若松支部に移送すべきものとし、主文のとおり決定する。

(裁判長判事 谷本仙一郎 判事 猪瀬一郎 判事 石井義彦)